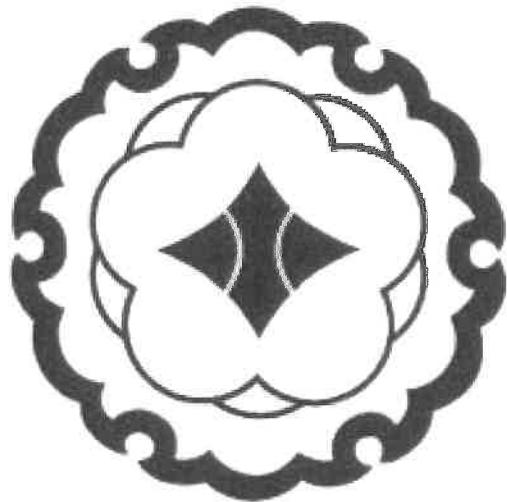


危険等発生時対処要領

～R5 危機管理マニュアル～



津幡町立井上小学校

危険等発生時対処要領

<構成>

1. 意義
2. 目的
3. 学校安全全体計画
4. 緊急時の対応全体図
5. 救急および緊急連絡体制
6. 危機対応の組織化
7. 点検項目による点検
8. 関連法規

* 危機対応マニュアル1～18

* 参考資料

1. 意義

学校は、子どもが安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、学校の安全を脅かす危機はどの学校においても起こる可能性があり、現実的に避けることのできないものがある。この認識の下に、学校危機に対する事前の予防や対応策等の備えをすることにより、その被害ないし被災を最小限に止めることが必要である。

危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」と定義されている。

学校危機に対応するにあたって、教職員は、研修や訓練等により実態に応じた実践的力量を高めていかねばならない。その取組は、安全教育を通した「生きる力の育成」という教育課題と結びついている。このことから、危機管理対策をより実効性のあるものにしていく過程に、すぐれた教育的意義があると言える。

2. 目的

- (1) 子どもと教職員の心と体、生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の教育組織とその運営を可能な限り正常に保つ。
- (3) 安全という側面から、子ども・教職員・保護者・地域の人々との相互の信頼関係を維持し、その発展向上を図る。
- (4) 危機は一つの試練であるが、教育的な視点から事態に対処し、その体験と教訓を学校教育に組み込み、生かすように努める。

3. 学校安全全体計画

【安全教育】

① 目標

- ア 自分自身の身体を守るとともに、他の生命をも大切にする態度を身につけ、安全に対する正しい判断、行動の育成に努める。
- イ 校内・校外の事故についての現状や原因を理解させ、学校、家庭、社会生活において事故を未然に防止する知識と実践的態度を養う。

② 各学年の目標

- ア 低学年 事故から身を守るための基礎的な知識や行動のしかたを身につけさせる。
- イ 中学年 自己の安全を脅かしているまわりの現状や事態を理解させ、これに対応することができる知識や行動のしかたを身につけさせる。
- ウ 高学年 自己及び下級生の安全を確保し、学校や社会生活における安全に対して、進んで協力する実践的態度を身につけさせる。

③ 学校安全

- ア 校舎内外の危険箇所、危険物の有無の点検と環境の整備を行う。
- イ 体育用具、固定施設等の安全点検と使用法の指導を行う。
- ウ 学習時（理科、図工、家庭、体育等）における危険防止と指導を徹底する。
- エ 道徳、学級活動による安全教育の徹底と指導の充実を図る。

④ 交通安全

- ア 登下校通学路の安全点検と安全指導を徹底する。
- イ 交通安全教室を実施する。（1・3年）
- ウ 自転車教室を実施する。（3年）
- エ 全国・県・町等の交通安全運動へ積極的に協力する。

⑤ 長期休業中の安全指導

- ア 長期休業前の登校日に安全への注意を促す。
- イ 校区巡回を行い、安全の徹底を図る。

⑥ 学校安全委員会

- ア 開催時期は長期休業前とする。
- イ 出会者は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、PTA、安全協会、防犯委員、各種団体代表、その他津幡警察署職員や講師（協議事項に合わせて随時）とする。
- ウ 協議内容は、不審者対応についての学校と地域住民との協力のあり方、登下校の様子や校区内の危険な遊び場所についての情報交換などとする。

⑦ P T Aとの連携

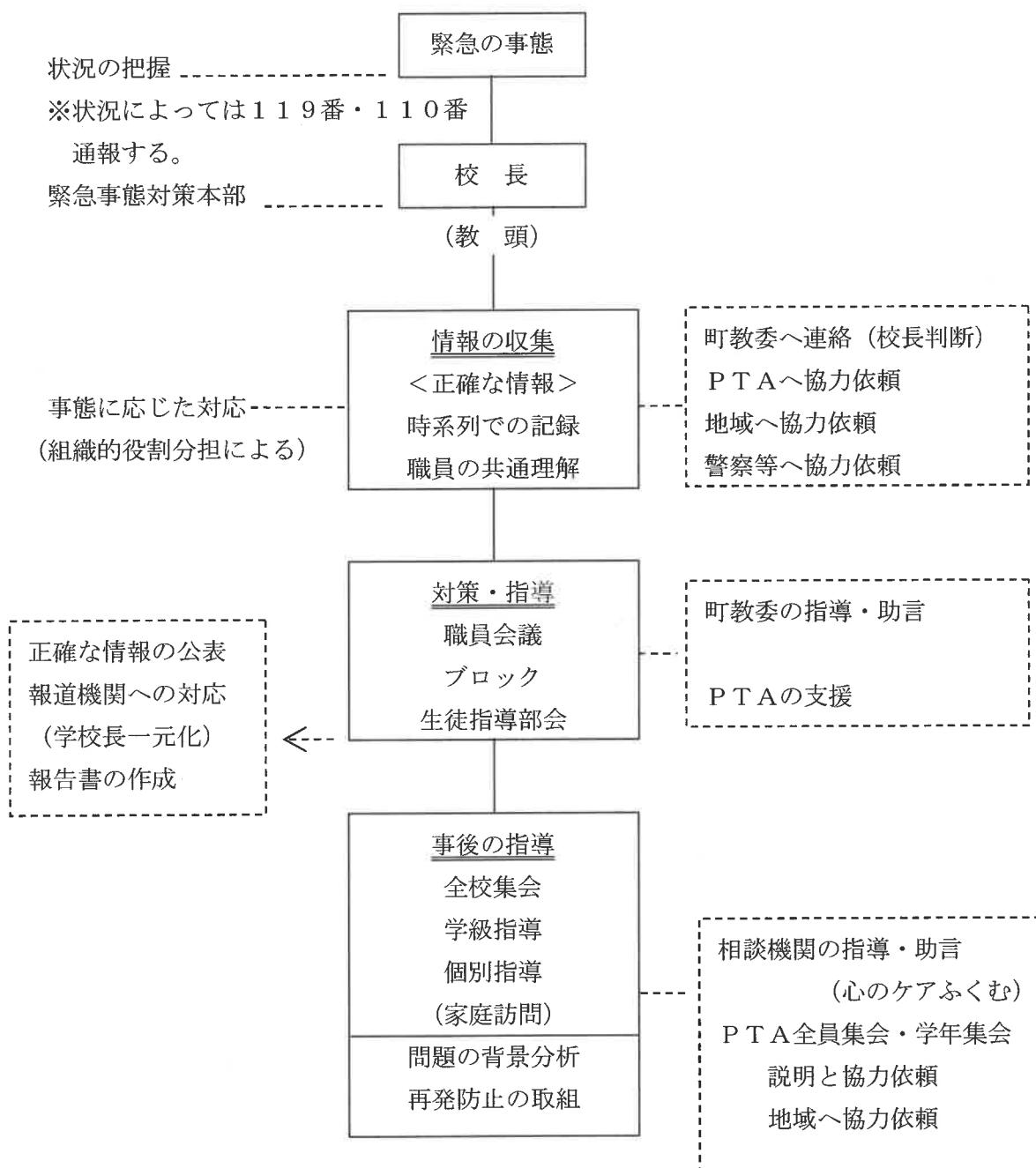
- ア 登校時に横断歩道の正しい渡り方を確認・指導する。
- イ 不審者対応のため平日の下校時間または、休日に校区巡回を行う。
- ウ P T Aで指定したあいさつ安全の日は、学校の周囲4カ所で登校時の安全を確認する。
(毎年、総会で提案)

【総合的な安全計画】

項目／月	4	5	6	7・8	9
月の重点	安全な登下校	学校の規則と安全な生活	雨日の安全な歩き方	自転車の安全な乗り方	けがの予防
道徳	善悪の判断				
安全教育	生活	・学校探検時の安全 ・遊具の使い方 ・移植ごて等の使い方 ・町探検時の交通安全	・ガラス器具の使い方 ・試薬の使い方、チャックマンの使い方	・公園までの交通安全 ・町探検時の交通安全 ・夏見つけのルール	・町探検時の交通安全 ・おもちゃ作りの道具や材料の安全な使い方
	理科	・理科室のマナー ・野外観察時の交通安全 ・移植ごての使い方 ・虫めがねの使い方 ・試薬の使い方、チャックマンの使い方	・カバーガラス、スライドガラス、顕微鏡の使い方	・ガラス器具の使い方 ・試薬の使い方、チャックマンの使い方 ・夜間観察の安全 ・ガラス器具の使い方 ・太陽観察時の注意 ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・観察中の安全 ・ガラス器具の使い方
	図工	・図工室のマナー ・はさみ、カッターナイフ、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全な選定 ・電動糸のこぎりの使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・ニスの使い方 ・ペンチの使い方
	家庭	・家庭室のマナー	・ガスコンロの使い方 ・熱湯の安全な取扱い ・調理器具の安全な使い方 ・食品の取扱い方	・針、はさみの使い方	・針、はさみの使い方 ・アイロンの使い方 ・調理器具の安全な使い方 ・食品の取扱い方
	体育	・固定施設の使い方 ・運動の場の安全確認	・鉄棒、マット、跳び箱運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・集団演技、集団行動時の安全
	総合的な学習の時間	(3年)「井上たんけん！おすすめの場所」「井上のちょんがり名人になろう！」「感謝の気持ちを伝えよう」 (4年)「共に生きる」			
	低学年	○通学路の確認 ○安全な登下校 ・歩行者の安全 ・安全な給食配膳	○休み時間の約束 ○避難（防災）訓練の仕方 ・子ども 110 番の家	○雨天時の約束 ○プールの約束 ・遊び場や行き帰りの安全 ・不審者対応訓練	○夏休みの約束 ・運動時の約束 ○校庭や運動場の使い方のきまり ・安全な登下校 ・地震時における身の守り方
	学級活動	○通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起ころる場所 ・自転車の点検と整備の仕方	○休み時間の安全 ○避難（防災）訓練への積極的な参加	○雨天時の安全な過ごし方 ○安全なプールの利用の仕方 ・不審者対応訓練	・道路での自転車乗車のきまり ○夏休みの安全な過ごし方 ○自転車乗車時の約束 ・運動時の安全な服装 ○校庭や運動場の安全な使い方 ・安全な登下校 ・地震時における安全な行動
	高学年	○通学路の確認 ○安全な登下校 ・交通事故から身を守る ・身の回りの犯罪 ・自転車の点検と整備の仕方	○休み時間の事故とけが ○避難（防災）訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	○雨天時の事故とけが ○災害時の携行品 ○安全なプールの利用の仕方 ・不審者対応訓練	○夏休みの事故と防止策 ・運動時の事故とけが ○校庭や運動場で起こる事故の防止 ○着衣泳 ・安全な登下校 ・地震時における安全な行動
	児童会活動	・前期委員会開始 ・児童集会	・クラブ活動開始 ・なかよし班誕生会	・なかよし遊び開始	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動 ・1・3年交通安全教室	・避難訓練（授業中火災） ・地域訪問 ・6年宿泊体験学習 ・4年器械運動交歓会	・保護者引渡し訓練 ・避難訓練（不審者対応） ・集団下校指導 ・体カテスト・プール開き ・5年音楽会	・シェイクアウト石川（地震） ・着衣泳 ・サマースクール ・夏季水泳指導 ・避難訓練（地震・津波） ・秋の交通安全運動 ・石拾い ・運動会
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・登下校等の安全な歩き方、危険個所の確認 ・安全のきまりの設定 ・自転車乗車時のきまりと点検・整備	・固定遊具の安全な使い方	・校舎内での安全な過ごし方 ・プールでの安全のきまりの確認	・校庭や運動場での安全な過ごし方
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認 ・安全点検	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備 ・夏季休業前、休業中の校舎内外の点検 ・安全点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動		・春の交通安全運動時の街頭指導（教職員） ・巡回ボランティアの募集及び安全パトロール	・危機管理マニュアル講習会（教職員） ・巡回ボランティアによる安全パトロール	・地域の危険箇所点検 ・巡回ボランティアによる安全パトロール ・学校安全委員会 ・救急救命講習会（P.T.A.） ・巡回ボランティアによる安全パトロール	・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・巡回ボランティアによる安全パトロール

10	11	12	1	2	3
通学路の安全な歩き方	災害時の行動	身の回りの整頓と安全な生活	積雪時・凍結時の事故の防止	冬の安全な遊び方	安全な生活の反省
生命の尊重					節度、節制
・秋見つけのルール ・おもちゃ作りの道具 ・材料の安全な使い方	・秋見つけのルール ・町探検時の交通安全	・町探検時の交通安全	・冬見つけのルール ・冬の遊び方のルール	・アルバム作成時の道具の安全な使い方	・春見つけのルール
	・ガスコンロ、ガラス器具の使い方 ・電熱線使用時の注意	・ガスコンロ、ガラス器具の使い方 ・電熱線使用時の注意	・ガスコンロ、蒸発皿の使い方 ・夜間観察の注意 ・塩酸の取り扱い方 ・アンモニア水の取り扱い方	・ガスコンロの使い方	
・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方 ・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・竹ひご、細木の使い方	・小刀の管理の仕方と使い方 ・カッターナイフの安全な使い方	・彫刻刀の安全な使い方	・共同作品作成時の安全
・調理用具、ガスコンロの使い方 ・食の安全	・調理用具、ガスコンロの使い方 ・食の安全	・調理用具、ガスコンロの使い方 ・食の安全	・ミシン・アイロンの使い方	・ミシン・アイロンの使い方	・ミシン・アイロンの使い方
・マット、跳び箱、運動時の安全 ・持久走時の安全		・ボール運動時の安全	・跳躍運動時の安全 ・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・固定施設利用時の安全
(5年)「考え方！これから日本の食料生産」「高学年の自覚をもって」 (6年)「見つめよう自分」「夢に向かって」「井上から世界へ」					
○廊下の安全な歩き方 ・遠足時の安全	○災害時の正しい行動の仕方 ・安全な集団行動	・雪道の歩き方 ・暖房器具の安全な使用 ○冬休みの安全な過ごし方	○「おはしも」の約束	○休憩時における安全な避難の仕方	・1年間の反省 ○けがをしないために
○自転車と歩行者の安全 ・校庭での安全な遊び方 ・遠足時の安全	○三階への避難の仕方 ・安全な集団行動 ・安全な過ごし方	・凍結路の安全な歩き方 ○冬休みの安全な過ごし方	・「おはしも」の約束 ○校内の正しい歩行	・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ○けがをしやすい時間と場所
○自転車の事故とけが ・校庭の安全指導 ・遠足時の安全	○冬の安全な室内遊び ・安全な避難の仕方	・道路凍結時の事故とけが ○冬休み中の事故やけが	○災害や事故への対応 ・安全な身支度、衣服の調節	○火災防止 ・避難場所 ・暖房器具の安全な使用 ○休憩時における安全な避難の仕方	・1年間の反省 ○けがの種類と応急処置
・後期委員会開始（5年） ・児童集会	・3年クラブ見学			・卒業をお祝いする会	
・かけ足運動 ・マラソン記録会 ・6年町体育大会 ・なかよし遠足 ・5年宿泊体験学習	・避難訓練 (休憩時地震・火災)			・避難訓練 (休憩時火災)	・卒業式
	・安全な避難の仕方	・凍結路の安全な歩き方	・災害時の安全な身の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の人的管理の評価・反省
・バス停周辺の安全確認	・避難経路の確認 ・暖房器具の点検	・学校内の危険箇所の確認 ・安全点検	・防災用具の点検整備	・施設設備の点検	・1年間の学校環境安全点検の評価・反省 ・安全点検
・巡回ボランティアによる安全パトロール	・学校保健委員会 ・巡回ボランティアによる安全パトロール	・巡回ボランティアによる安全パトロール	・巡回ボランティアによる安全パトロール	・巡回ボランティアによる安全パトロール	・巡回ボランティアによる安全パトロール

4. 緊急時の対応全体図

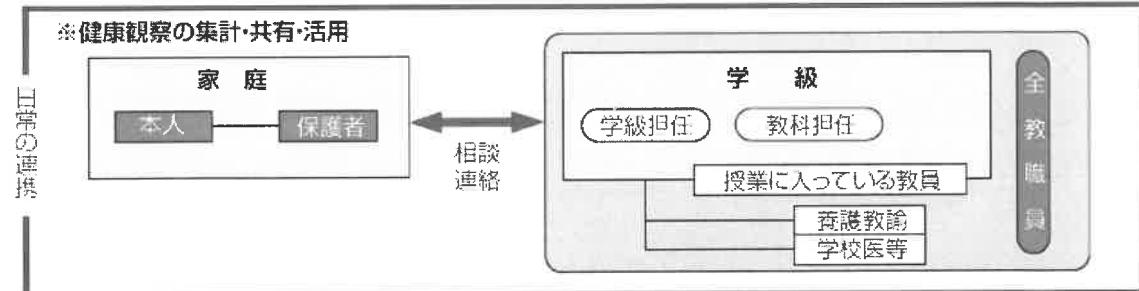


※ 慎重に すばやく 誠意をもって 組織的対応をすること

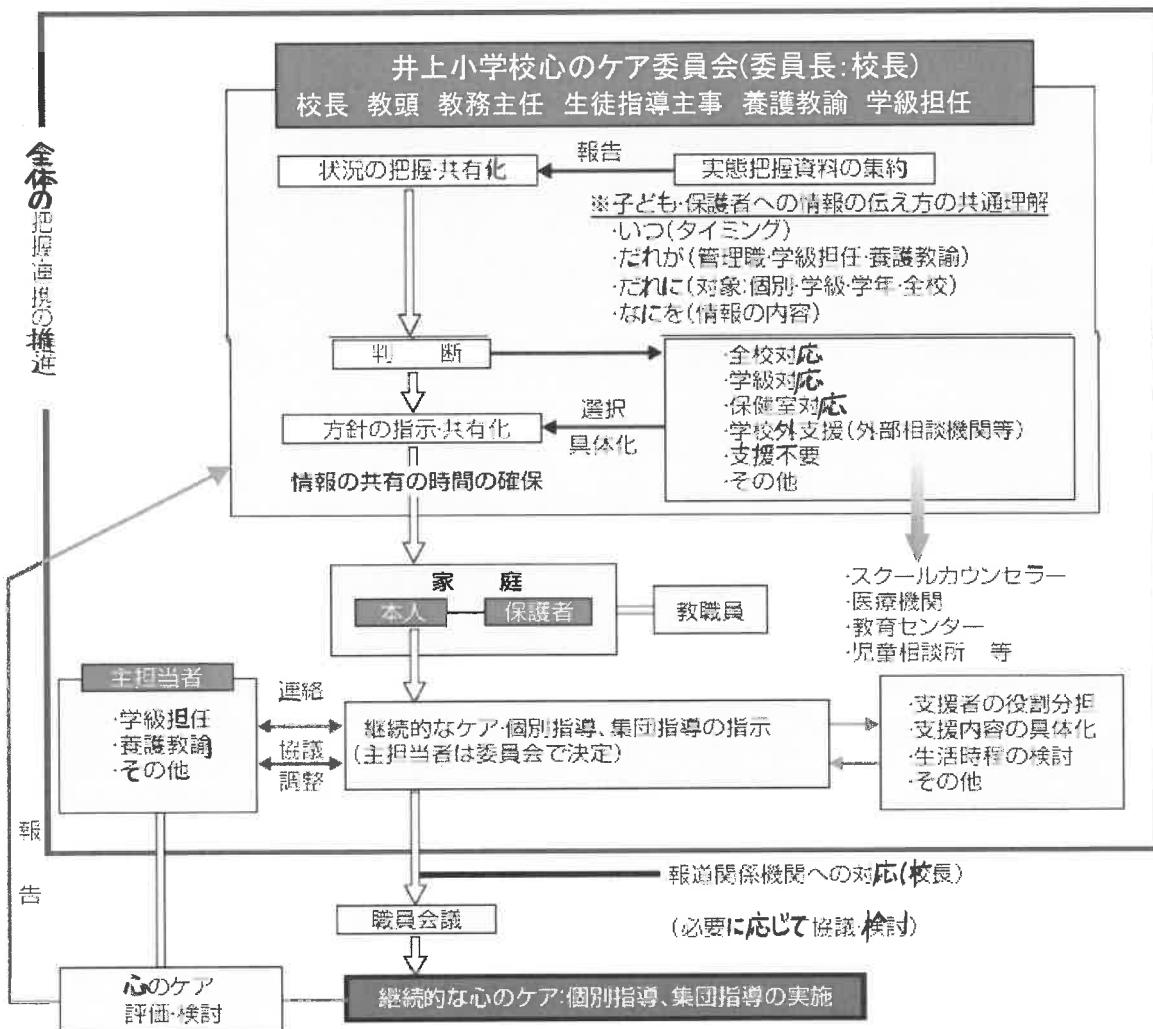
- ① 正確な事実の把握に努める。
- ② 教育委員会等の関係機関の指導・助言を仰ぐ。
- ③ 人権に配慮し、正確な事実を状況に応じて公表する。
- ④ 保護者・地域・その他関係機関の協力を得て、心のケアと再発防止に努める。

※ 緊急時における心のケアの体制

- (平 常 時)**
- 心身の健康状態の把握(教職員による朝の健康観察・日常の観察)
 - 心のケアに関する教職員の研修(児童理解のための定期の職員会議:月1回及び随時)



- (危機発生時)**
- 正確な情報の把握
 - 救急・救命処置
 - 安否の確認(自然災害時)
 - 心身の健康状態の把握(子ども・保護者・教職員)
 - PTA・地域機関との連携
 - 教育委員会への情報提供
 - 報道機関への対応

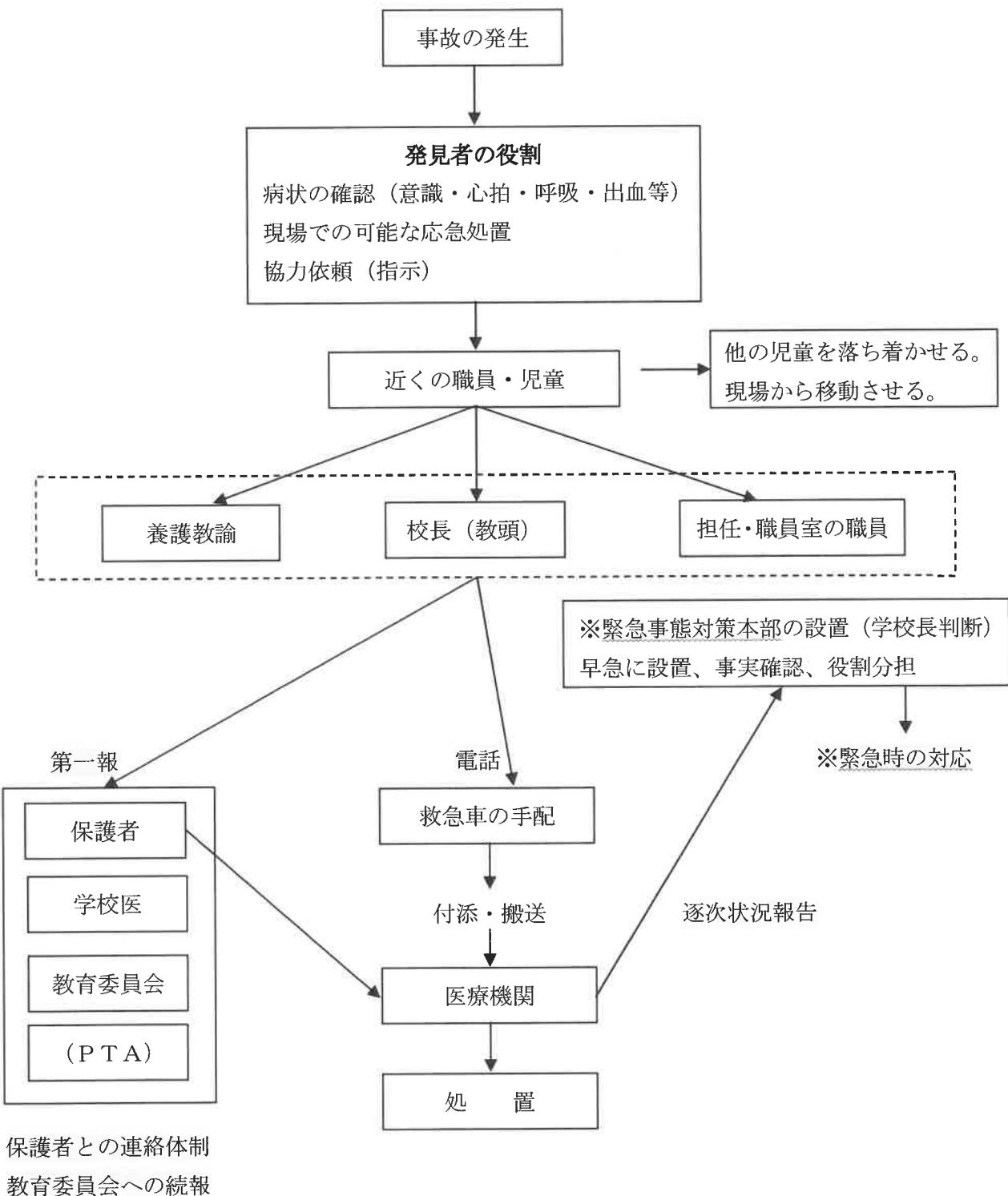


5. 救急および緊急連絡体制

三大原則

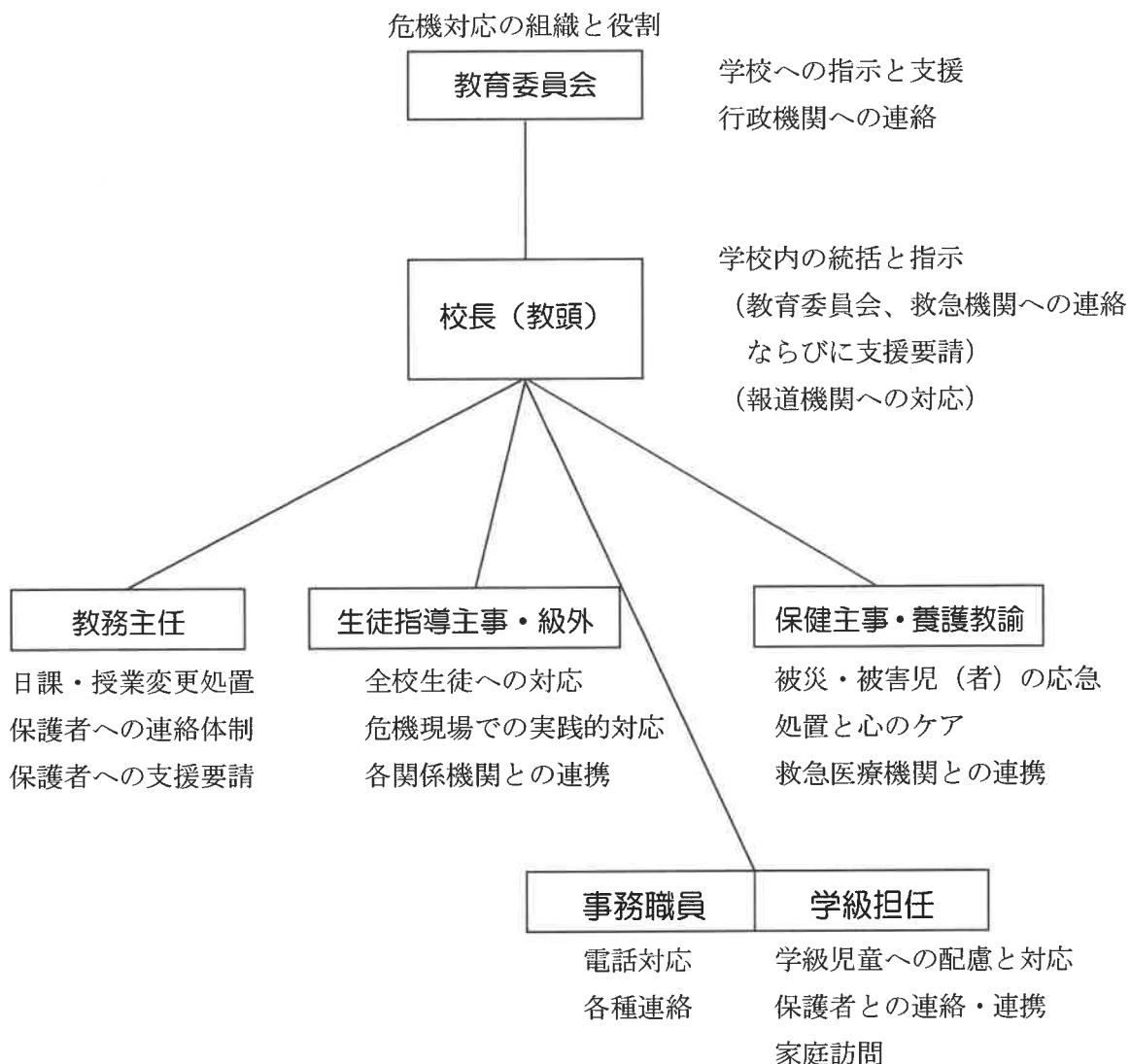
- ① 生命維持最優先（応急処置）
- ② 冷静での的確な判断と指示（校長）
- ③ 迅速で正確な連絡

緊急対応例
交通事故・大きなけが・火事・
水難事故・伝染病



6. 危機対応の組織化

※校務分掌の連携等によって、危機に的確に対応するための組織化を図っておく。



7. 点検項目による安全点検の実施

- 学校保健安全法施行規則第28条に基づき、毎学期1回以上の安全点検を定期的に行う。
- 問題点や改善点があった時には、校長に報告し、すみやかに対処する。
- 点検活動により、職員の安全管理意識の向上を図る。

(項目は別紙資料参照)

8. 関連法規

- 日本スポーツ振興センター法
- 地方公務員法第35条（職務専念義務）
- 国家賠償法第1条、第2条

危機対応マニュアル 1

事故発生時の対応

目的 学校内で発生した事故への迅速かつ適切な対応
分掌 教頭・養護教諭

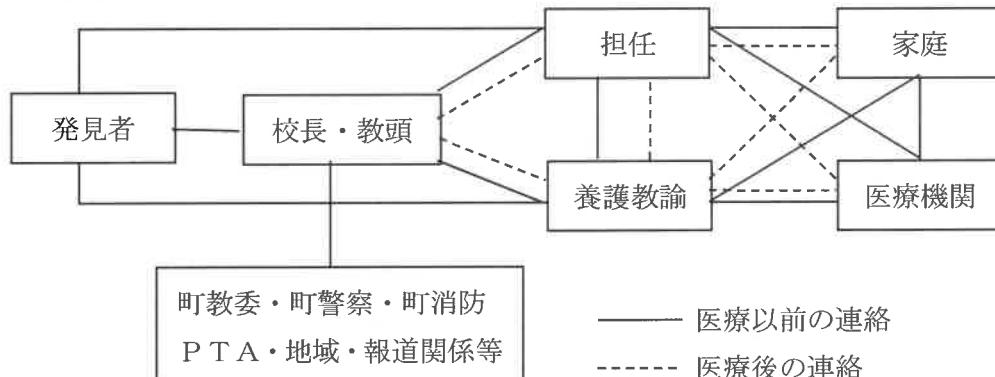
1. 基本事項

- (1) 学校の救急処置は、次の2つに限定される。
 - ①医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当であること
 - ②一般医療の対象とならない軽微の応急手当であること
- (2) 事故の原因については、担任が家庭との連絡を十分にとる。
- (3) 事故状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。
- (4) 報道機関への窓口は一元化し、保護者には事実に基づく正確な情報を伝える。

2. 医療機関へ引き渡すまでの流れ

- (1) 学校長に報告したうえで、児童の保護者に連絡（学級担任）をするが、緊急時はこの限りではない。
 - (2) 医師の在院を確かめ、負傷者の状況を簡単に説明してから医療機関へ輸送する。
 - ・現場の状況を把握している職員が付き添う。・保健調査票を持参する。
 - ・タクシーを利用する。
- ※ 事故の状況によっては、直ちに救急車の手配をする。

3. 事故の連絡体制



宗平医院：学校医（内科）	288-7600	おおたクリニック	288-6000
のぞみ歯科：学校医（歯科）	289-0648	山崎外科胃腸科医院	289-2288
瑠璃光薬局津幡店：学校薬剤師（薬剤）	288-8358	かわむら整形外科クリニック	288-2555
いこま眼科医院	289-4175	谷口整形外科クリニック	289-0011
たなべ眼科医院	289-6340	木島脳神経外科	289-7430
山田耳鼻咽喉科医院	288-2084	さいとうクリニック	288-4540
南歯科クリニック	288-7400	石倉クリニック	289-7767
かほく中央病院	289-2117	金沢医科大学病院	286-3511
浅ノ川病院	252-2101	県立中央病院	237-8211

危機対応マニュアル2

疾病児童の措置

目的 登校後の児童の疾病を把握し、児童の健康と安全を管理する
分掌 養護教諭

1. 基本事項

- (1) 体温に基づく判断基準

体 温	処置基準
37.0°C以下	教室で学習を継続させてよい。(30分後、再検)
37.1~37.3°C	保健室で休養させ、観察する。(30分後、再検)
37.4°C以上	早退させて保護者・医療機関のもとでの健康管理とする。

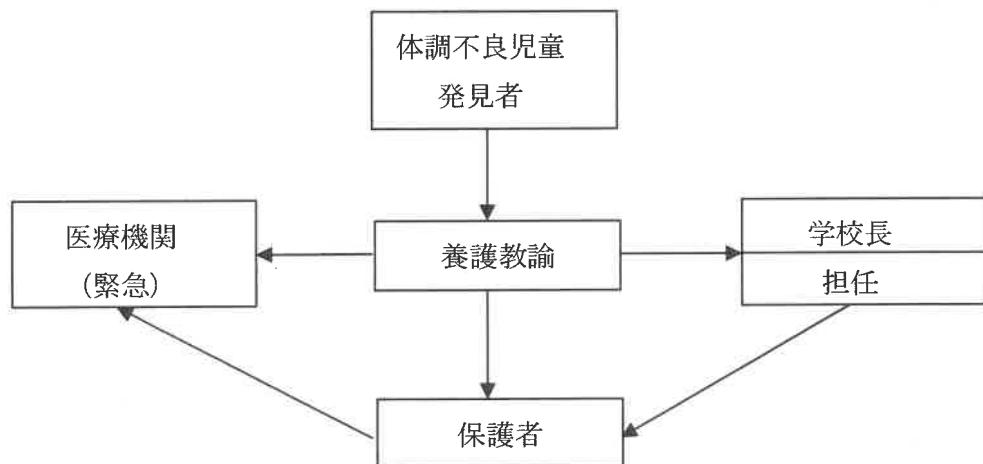
(2) 医師の診断を妨げるような措置は避ける。原則、投薬は行わない。

(3) 様態が急変し緊急を要する場合は、「事故発生時の対応」に従って、医療機関へ移送する。

2 疾病児童の措置

- (1) 登校後に体調が悪くなった場合、養護教諭の判断に従い速やかに安全で状況に応じた適切な措置をとるとともに、学校長（または教頭）に報告をする。また、必要に応じて学校長の判断を依頼する。
- (2) 保護者へゆだねる場合には迎えを依頼するが、やむをえない場合は、養護教諭か担任がタクシーで送る。
- (3) 保健室の休養ベッドの利用は、観察を要す児童に限るとともに、短時間とする。

3 連絡体制



危機対応マニュアル3

感染症発生時の対応

目的 感染症の発生を把握し、蔓延防止等必要な措置をとる。

分掌 養護教諭

1. 基本事項

(1) 感染症の種類

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病など）

(2) 学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止期間の基準に伴い、医師の診断を仰ぐ。

(3) 発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡を取り、善処する。

2. 発見時（連絡を受けたとき）の基本的な措置

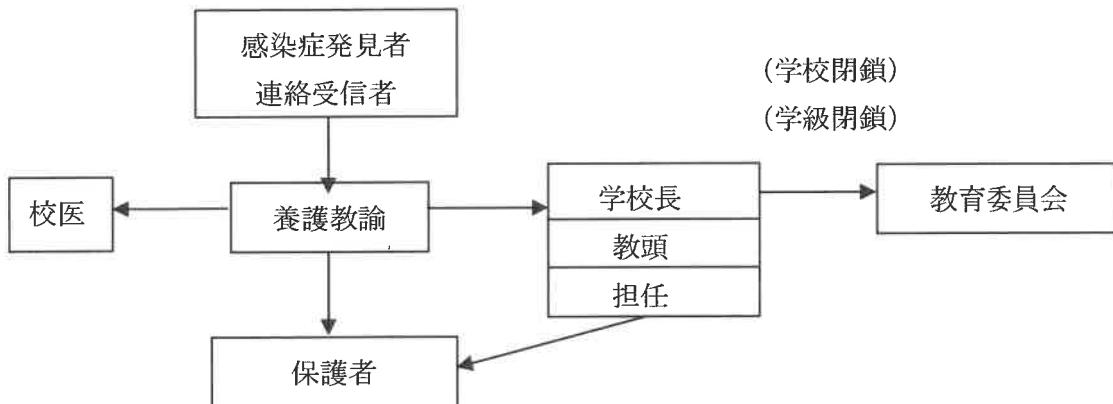
(1) 発見者や保護者から連絡を受けたときは、速やかに養護教諭に報告する。

(2) 養護教諭は校長に報告し、必要に応じて校医に連絡をする。

(3) 流行の兆しが見られるときは、欠席の状況を職員室に掲示し、児童には換気や手洗い、うがい等の必要な措置をとる。

(4) 欠席者が20%以上になった場合、校医や町教育委員会と相談し、学校閉鎖や学年閉鎖、学級閉鎖、日課変更等の措置を検討する。

3. 連絡体制



4. 関連法令

学校保健安全法第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）、

学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）

5. 指定感染症（新型コロナウイルス感染症）の対応

最新の「新型コロナウイルス感染症対応の流れ」をもとに対応する。

危機対応マニュアル4

給食時の異常発生の対応

目的 食中毒等給食時の異常発生の時の迅速かつ適切な対応

分掌 養護教諭

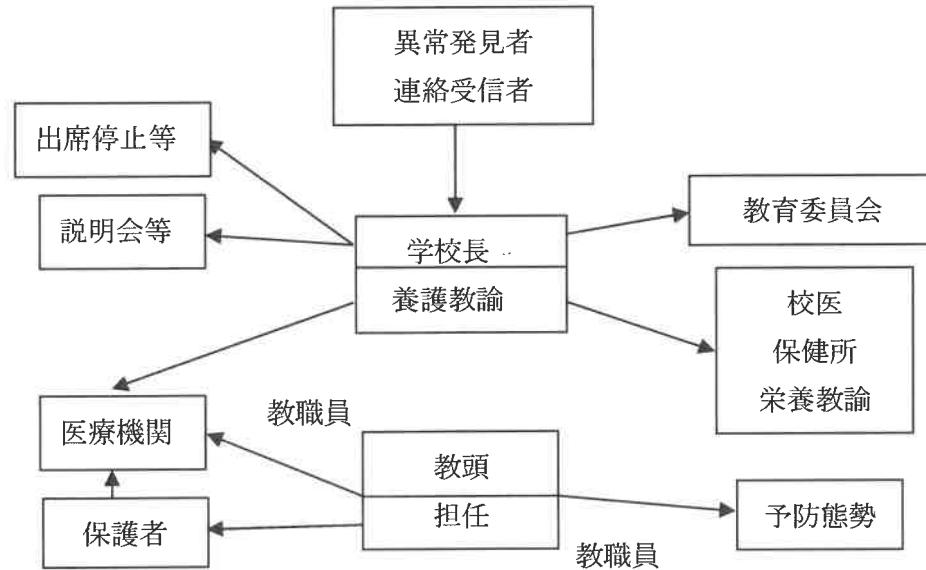
1 基本事項

- (1) 異臭、腐敗、異物混入等、万が一にそなえて検食をする。検食は、給食前に時間的余裕をもって行い、食品の異常や安全を十分に確認し、検査結果が生かされるように配慮するとともに、検食簿に記録をとておく。
- (2) 検食は、学校長の責任のもとに、職員室内のメンバーで行い（2名以上）、検食簿に必要事項を記入する。
- (3) 欠席者の給食及び残物は、衛生面を考慮して、届けたり持ち帰らせたりしない。
- (4) 異常発生があった場合、報道機関への窓口は学校長に一元化し、保護者には正確な情報を伝える。その際にはプライバシー等の人権に十分配慮する。

2 食中毒発生時の措置

- (1) 校長、養護教諭は、校医、教育委員会、栄養士、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。
- (2) 校医等の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立てる。

3 連絡体制



4 関連法令

学校給食法第9条（学校給食衛生管理基準）

食物アレルギー緊急時対応

学校内での役割分担

<緊急性が高いアレルギー症状があるか 5分以内に判断>

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈がふれにくい
- 脣や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

【全身の症状】

- 持続する強い腹痛
- 繰り返し吐く

緊急性が高い

内服薬・エピペン®について処方のある児童とする

発見者「観察」(担任)

管理職が到着までリーダー代行

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集め。
- 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- 薬の内服介助
- エピペン®の使用や介助
- 心肺蘇生や AED の使用

教職員 A 「準備」(養護教諭)

- 「食物アレルギーの対応マニュアル」を持ってくる
- 児童のランドセルから内服薬を準備
(職員室内にも保管あり)
- エピペン®の準備
- AED の準備
- 薬の内服介助
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生や AED の使用

教職員 B 「連絡」

電話は繋ぎ放しにしておき、救急隊の指示を聞く

- 救急車を要請する(119番通報)
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集め。(校内放送)

教職員 C 「記録」

- 観察を開始した時刻
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- エピペン®を使用した時刻
- 救急車を要請した時刻
- 5分ごとに症状を記録

教職員 D ~ F 「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン®の使用または介助
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 心肺蘇生や AED の使用

危機対応マニュアル5

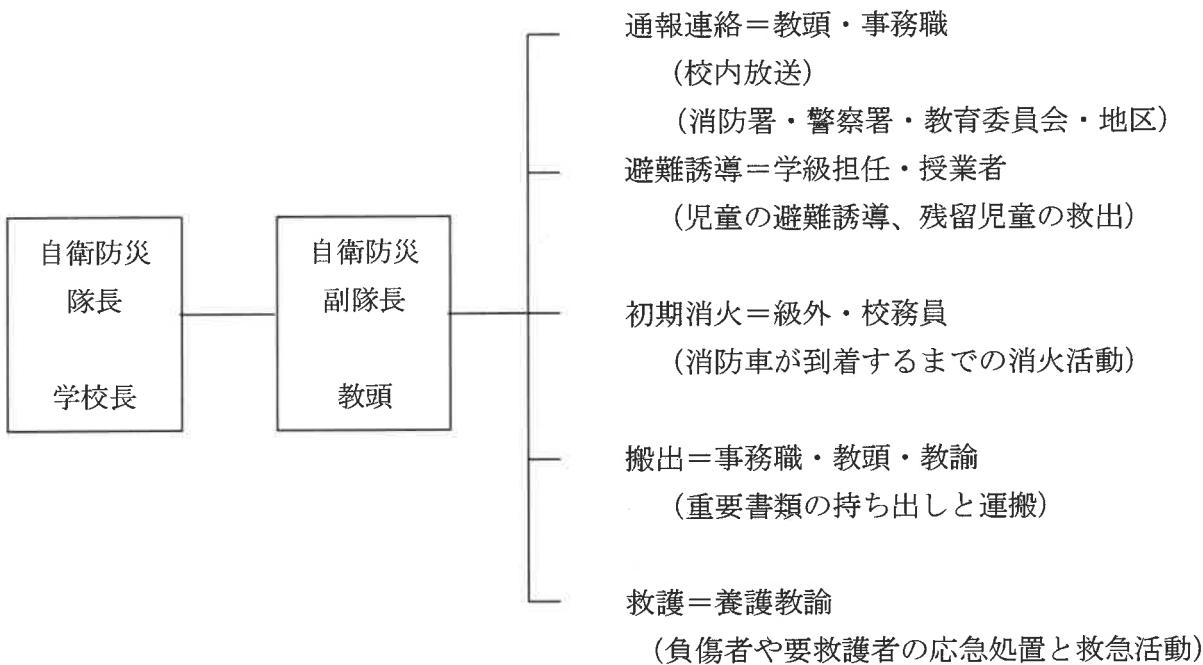
防災計画（1）基本と自衛防災組織

目的 学校防災計画の基本的な考え方と自主防衛組織
分掌 教頭

1 基本的な考え方

- (1) 児童の安全を第一に考える。
- (2) 平素より避難訓練を実施し、緊急に対処できるようにしておく。
- (3) 火気使用場所、火気使用設備・器具の点検については、各責任者があたる。
火気取締責任者は、施設管理者と同じとし、常に防火施設の保全整備に留意する。
- (4) 防災責任者は校長とする。
- (5) 防災責任者は、常に防災設備、防災器具の整備と保全に留意する。

2 自衛防災組織



3 詳細は「学校管理運営計画　学校防衛計画」の記載を参照のこと

4 各防災計画における権限移譲

- (1) 校長・教頭不在時 教務主任
 - (2) (1) 及び教務主任不在時 保健主事（安全指導担当者）
 - (3) (2) 及び保健主事不在時 保健安全部指導部員
- ※ 以上の場合を想定した避難訓練を年に1回実施する。

防災計画（2）火災発生時の対応

目的 火災発生時の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

(1) 「本校防衛計画」ならびに、「防災計画（1）」によって行動する。

2 火災発見時の対応

(1) 発見者は、大声で「火災発生！」と叫び、非常ベルを押す。

(2) 職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「○○が火事です。先生の指示に従って第一次避難場所（運動場か体育館）に避難しなさい。」

(3) 消防署へ通報（119番）

「井上の荘1の1 井上小学校で火事が発生しました。」

(4) 児童の安全を第一に考えて、初期消火、搬出等を行う。

3 児童の避難方法（避難経路はp33）

(1) 授業中の校内火災

①すべての行動をやめ、静かに緊急放送を聞く。

②教師の指示を受けるまで、勝手な行動はしない。

③ハンカチを出し、静かに素早く廊下に並ぶ。

④煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当てて煙を吸わないようにする。

⑤「おはしも」（押さない・走らない・しゃべらない・もどらない）で行動し、特に階段を降りる時には前の児童を押したりしない。

⑥校庭でも走らずに行動し、集合場所で整列し、座って指示があるまで待つ。

(2) 休憩中の校内火災（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

①放送および教師の指示をよく聞く。

②特に廊下・トイレ等の児童は、その場で立ち止まり、放送や教師の指示をよく聞く。

③避難の際は、「おはしも」を守り、絶対に教室等に引き返さない。

④放送および教師の指示に従い、第一次避難所（運動場か体育館）の決められた場所に整列し、座って担任教師が来るのを待つ。

⑤火災の状況をみて、第二次避難所（1丁目公園）に避難する。

4 避難後の対応

・担任は児童の人数を確認し、校長に報告する（健康観察は、職員室から事務が持参する）

・係分担の活動

5 児童引き渡し

・児童は、学校で待機させ、保護者が迎えに来たら引き渡す。

防災計画（3）地震発生時の対応

目的 地震発生時の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

- ・「本校防衛計画」ならびに、前出の「防災計画（1）」によって行動する。

地震発生時の基本行動

どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。
教師の指示を待たずに、児童が自ら判断し、行動する。

2 地震発生時の対応

- ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。
「地震です。物が落ちたり、倒れたりしない場所に避難しなさい。」
(おさまったら)

「地震がおさまったようです。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」

3 児童の避難方法（避難経路は火災発生時と同じ。津波の恐れがある場合は、校舎内3階）

（1）授業中の地震発生

- ①ゆれたらすぐに机の下などに身を入れて頭部を防護する。
- ②放送をよく聞く。
- ③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。
- ④避難は落下物から身を守るために、身近なもので頭部を防護しながら避難する。

（2）休憩中の地震発生（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

- ①放送をよく聞く。
- ②教室にいる場合は、直ちに机の下などに身を入れて頭部を防護する。
・廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、各場所の中央で身を伏せる。
・トイレにいる場合は、ドアを開き、その場で地震がおさまるのを待つ。
- ③地震がおさまるのを待ち、より安全な場所に避難する。

（3）休憩中の地震発生（校庭・運動場等屋外にいる場合）

- ①放送をよく聞く。
- ②校舎や塀から離れ、頭部を守るようにして伏せる。
- ③地震がおさまるのを待ち、より安全な場所に避難する。

（4）津波・河川氾濫発生

- ・放送および教師の指示に従い、校舎3階に避難する。

（5）登下校時（別紙参照）

- ・大きな塀や屋根の下から離れ、最寄の安全な場所で待機し、近くの大人の指示に従う。
搖れが収まったら学校へ向かう。

4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し学校長に報告する。（健康観察は、職員室から事務が持参する）
・係分担の活動

5 児童引渡し

- ・児童は、学校で待機させ、保護者が迎えに来たら引き渡す。
- ・余震の警報が出ているなど、校地外が危険な状況である場合は、そのまま児童、保護者を校内にて待機させる。

防災計画（4）台風、大雨、暴風、大雪等の対応

目的 台風、大雨、暴風、大雪等への適切な対応（集団下校、臨時休業）
 分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 「本校防衛計画」ならびに、前出の「防災計画（1）」によって行動する。
- (2) 本校は、津幡町洪水ハザードマップでは、「浸水想定区域」にはあたらないが、地震・津波・河川氾濫の災害を想定した避難訓練の際は、避難場所を3階にしている。
- (3) 台風接近や大雪の情報を迅速かつ的確に把握し、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。
- (4) 町教育委員会に連絡し、その指示を受けたり、ほかの学校と連絡を取り連携したりしながら、処置については学校長が判断する。
- (5) 地区および通学路別の名簿や学年別の学校メールを整備し、実効性のあるものにしておく。

2 災害による集団下校

- (1) 全校集会や地区および通学路別の集まりで、児童に対して現況を知らせ、適切な対応や行動についての指導を行う。
- (2) 集団下校では、担当教師が名簿と地図を持参し、自宅近くまで引率する。
- (3) 地区および通学路別集合場所

地区	集合場所	地区	集合場所
学童	体育館	五反田・井上の荘1 中須加とは・中橋イ（一部）	4年2組 ワークスペース
川尻	3年2組	井上の荘2	4年1組
中橋	1年1組	井上の荘3	5年1組
中須加・平成台 中橋イ（一部） (横浜・津幡)	2年1組 ワークスペース	井上の荘4 井上の荘5・川尻レ等	1年2組 2年2組
		その他	3年1組

3 臨時休業

- (1) 緊急の場合は、学校メールと電話を使って連絡をする。
- (2) 休業中の場合は、担任が電話連絡により、児童の様子を確かめるとともに、今後の対応や行動の指示をする。
- (3) 臨時休業の間、電話連絡等により担任は児童の様子の把握に努めるとともに、状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- (4) 担任等からの連絡がない場合でも、各家庭の判断で安全第一を考えての行動をとるよう確認しておく。

4 関連法規

学校教育法施行規則第63条（非常変災等による臨時休業）

防災計画（5）原子力災害への対応

目的 近隣における原子力関連施設の事故への迅速かつ適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 「本校防衛計画」ならびに、前出の「防災計画（1）」によって行動する。
- (2) 原子力関連施設の事故を迅速的確に把握し、校舎内避難の処置をとる。
- (3) 町教育委員会に連絡し、その指示を受けたり、ほかの学校と連絡を取り連携したりしながら、処置については学校長が判断する。

2 事故連絡時の対応

- (1) 報告を受けた職員は、「原子力事故発生！」と叫び、非常ベルを押す。
- (2) 職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「〇〇で原子力事故が発生しました。教室や廊下のカーテンを閉め、ハンカチなどで口を覆い、先生の指示に従って体育館に避難しなさい。」

3 児童の避難方法

- (1) 授業中の原子力関連施設の事故
 - ①すべての行動をやめ、静かに緊急放送を聞く。
 - ②教師の指示を受けるまで、勝手な行動はしない。
 - ③教室や廊下のカーテンを閉め、ハンカチで口や鼻を覆い、静かに廊下に並ぶ。
 - ⑥集合場所で整列し、座って指示があるまで待つ。
- (2) 休憩中の原子力関連施設の事故（廊下・トイレ・教室・体育館・運動場にいる場合）
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②特に廊下・トイレ等の児童は、その場で立ち止まり、放送や教師の指示をよく聞く。
 - ③運動場などの屋外にいる児童は、口や鼻にハンカチなどを当て、洋服を払って、すぐ校舎内に入る
 - ④放送及び教師の指示に従い、集合場所に整列し、座って担任教師が来るのを待つ。

4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し、学校長に報告する（健康観察は職員室から事務が持参する）
- ・係分担の活動

5 その他

- ・放射能に関する基礎知識を学ぶ機会を設け、原子力関連施設の事故に対する避難の仕方を理解させておく。

ゲストティーチャーへの対応

目的 当該授業に快く参加し的確に活動してもらうための対応
分掌 担当教諭

1 基本事項

- (1) ゲストティーチャーの増加に伴い、その受け入れ方法を決めておいたり、担当教諭を決めておいたりする。
- (2) 地域の人たちの協力を得るためにには、日ごろより学校を開く活動を重ね、学校の様子を知ってもらうように努める。
- (3) 依頼する際には、ねらいをしっかりと伝え、事前の打ち合わせを十分に行い、助言を真摯に受け止め、今後の活動に生かすよう努める。

2 ゲストティーチャーに対する対応

- (1) 担任は、校長（または教頭）に、事前に活動の日時・主旨・ゲストティーチャー予定者・活動内容等を知らせる。
- (2) 電話等を通して、ゲストティーチャー予定者本人に了承を得る。
- (3) ゲストティーチャーに依頼状（必要に応じて派遣願い）を発送する。
- (4) ゲストティーチャーとの事前の打ち合わせをする。
- (5) 当日は時間的に余裕を持って来てもらい、自然な形で学習活動に参加してもらえるように配慮する。
- (6) 校長室や職員室に、一度は訪れるようにしてもらうようする。
- (7) 謝礼（交通費）を渡す。（印鑑が必要な場合は事前に連絡して持参してもらう）
- (8) 札状を発送する。その時には児童の感想やお礼の文を添えるようする。

3 謝礼

- (1) 学校支援ボランティアと考えられる場合は、無報酬であるが、実費や交通費の学校負担は常識と考えられる。
- (2) 公費の場合は、事前に振込口座やマイナンバーの登録手続きを依頼する。

4 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 危険を伴う可能性のある活動の場合は、「ボランティア保険」の説明をして加入することを考える。（負担金は謝礼に含める）

校外学習での対応

目的 校外学習を円滑に、安全に行うための対応
分掌 担当教諭

1 基本事項

- (1) 事前の検討を十分に行い、下見をしたうえで、ねらいに沿う形で快く受け入れてもらえるように努め、児童の学習効果が上がるようとする。
- (2) 受け入れ施設などの都合を尋ね、それに合わせるとともに、移動のマイクロバス確保のため（2ヶ月前）にも、時間的な余裕を持って計画や準備をする。

2 校外学習の流れ

- (1) 担任は、学校長に対して事前に活動の日時、主旨、活動内容等を知らせる。
- (2) 電話等を通して、相手先に受け入れてもらえるかどうかを確認する。
- (3) 町のマイクロバスを依頼する。（使用申請書を提出する）
- (4) 相手先に依頼状を発送する。
- (5) 下見や事前の打ち合わせをする。
 - ・学習を進めるに当たって危険が予想される箇所等を確認する。
 - ・震度6～7の地震やそれに伴う津波の発生に備えての緊急の避難場所を複数確認する。
 - ・相手先の避難計画を確認する。
 - ・以上の点について児童に事前指導する。
- (6) 定められた「校外学習実施計画書」を提出する。（4週間前まで）
- (7) 当日の校外学習を行う。
 - ・児童には、あいさつや礼儀、感謝の気持ちを大切にするよう事前に指導しておく。
 - ・緊急連絡に備えて携帯電話などを持参する。
- (8) 札状を発送する。その時には児童の感想やお礼の文を添えるようとする。

3 事故への対応

- (1) 学校長に報告し、その指示を受けて対応する。但し、緊急性が高い場合は、担任始め引率者の判断により素早く避難し、児童の安全を確保した後に、学校長に報告する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 連絡簿等を持参し、事故が起きた場合に備える。
(緊急連絡簿は、学校においておく。)

校内不審者への対応

目的 校内に不審者が侵入した場合の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 不審者の早期発見

- (1) 職員による計画的な校内巡視を行う。
- (2) 来校者に対しては、「こんにちは。○○と申します。失礼ですがどちら様でしょうか。」「何か御用ですか。」と声かけを行う。正当な理由がない場合は、
退去を求める。
- (3) 不審者である場合はすぐに職員室に連絡するとともに、複数の職員で対応する。
- (4) 児童による職員への通報態勢の指導をする。

3 緊急事態発生時の対応

- (1) 退去の求めに応じず危害を加える恐れがある場合には、組織的な対応をする。
 - ①職員室へ緊急連絡（携帯している笛や非常ベルを利用する）
 - ②暴力行為の抑止、別室等への隔離（複数で対応する）
 - ③110番通報、町教育委員会への緊急連絡と支援要請
- (2) 隔離等できない場合は、児童の安全を守るために組織的対応をする。
 - ①平時に共通理解してある役割分担に基づき対応する。
 - ②詳細は学校管理運営計画【不審者防御手順】を参照する。
 - ③負傷者がいる場合には、速やかに119番通報や応急手当を行う。なお、緊急とはいえ、
被害者の心理にも十分に配慮した対応に努める。
 - ④対策本部（本部長は校長）を設置、発動し、事後の対応や措置にあたる。
 - ・情報の整理と一元的な提供
 - ・保護者への説明
 - ・心のケア
 - ・教育再開準備と再発防止対策実施
 - ・報告書作成と災害共済手続き

4 日常の配慮事項

- (1) 職員玄関・児童玄関等は施錠する。
- (2) 来校者の確認と記名、名札着用を徹底する。
- (3) 職員室の机の上等に個人情報に関わるような書類を放置しない。（金品も同様）
- (4) 来校者がいる時に、個人や学校の話題や情報については十分に配慮する。

危機対応マニュアル 13

校外不審者（登下校時を含む）への対応

目的 校外不審者の通報を受けた場合の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、「子ども110番の家」等との具体的な連携を図る。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 安全教育

- (1) 安全教育を行い、安全面での理解を深める。
- (2) 自分たちの近くや通学路にある「子ども110番の家」の場所と、その意味や行動を理解させる。
- (3) 不審者を見かけたら、家の人に学校に連絡するように指導する。
※ 不審な人に声をかけられた時は、近くの家か「子ども110番の家」に逃げ込む。

3 連絡を受けたときの対応

- (1) 児童の安全を第一にし、心のケアに配慮した対応に努める。
①児童の状況（何があったのか等）を把握する。

ア 学年、名前
イ 何が・・・わいせつ、声かけ など
ウ いつ、どこで
エ 不審者の特徴・・・性別、年齢、身長、体格、服装 など
オ だれといたか、その後どうしたか

②警察や町教育委員会への連絡

③近隣の学校へ情報を伝え、適切な対応を求める。（郡市学教研連絡要項を利用する）

4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、学校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 児童の安全を確保するために、全校や学級で適切な指導を行う。
- (3) 保護者に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。
- (4) 「学校安全委員会」の各委員に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。

熊出没時の対応

目的 熊出没の通報を受けた場合の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 日頃より、熊出没時の児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、「子ども110番の家」等との具体的な連携を図る。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 安全教育

- (1) 熊が人里へ出没するが多くなる時期や熊の習性について知らせる。
 - (2) 近隣での熊の目撃情報を受けたときには、鈴や熊よけの笛等の携行、グループ行動の励行、朝夕の行動回避など自衛対策を心がける。
 - (3) 熊を見かけたら、家人や学校に連絡するように指導する。
- ※ 熊と遭遇した時は、近くの家か「子ども110番の家」に逃げ込む。

3 連絡を受けたときの対応

- (1) 児童が熊に襲われ、緊急対応が必要な場合

被害者等の安全確保

- ・現場（含病院等）に急行しての情報収集と整理
 - ・未通報の場合は110番通報 ・教育委員会への第一報と支援要請
 - ・PTA役員、学校安全委員会等への支援要請
- 【負傷している場合】
- ・未通報の場合は119番通報 ・負傷者の保護者への連絡

- (2) 熊が確保・処分されたという情報を受けるまで

登下校の安全確保

- ・安全確保までの児童生徒の保護と保護者への引き渡しや集団登下校
 - ・地域住民、保護者、ボランティア、警察、教育委員会等への支援要請
- 【必要に応じて】
- ・教職員等による緊急防犯パトロール
 - ・登下校時の保護者の送迎

4 事後措置

- (1) 情報を整理し、学校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。（再発防止対策の実施）
- (2) 捕獲後も、児童の心のケアに努め、今後の安全確保（再発防止）のために、全校や学級で適切な指導を行う。
- (3) 保護者に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。
- (4) 「学校安全委員会」の方々に、安全確保のための配慮や指導を依頼する。

危機対応マニュアル15

安全点検

目的 危険物の除去、危険箇所の点検修理等の危険防止
分掌 教頭・保健安全指導部

1. 点検日時

年4回（年度初めと各学期末）

※非構造部材点検は年2回行う。

2. 点検方法

職員が、各管理責任場所を見たり触ったりして状況を確かめる。（管理運営計画「管理責任者」参照）

3. 点検の留意点

- (1) どの場所も児童の学校生活の安全面を重視して点検する。
- (2) 校舎外施設（遊具を含む）は、特に施設の安全性や錆の状況を点検する。

4. 点検表

- (1) 異状の有無、異状の状況を記入するとともに、安全点検時に処置ができるものについては処置を施す。
- (2) 事後の処置が必要なものについては、点検表が提出されてからできるだけ早急に営繕係等で処置し、校長の確認を受ける。
- (3) 次回の安全点検の折には、先に異状が見られたところを再点検しながら、慎重に見ていくようとする。

5. 日常点検等

- (1) 危険箇所や注意を要するところは、日常の点検と確認を怠らないようにし、異状が認められたときには迅速な対応をしていくようとする。
- (2) 安全教育を進めるとともに、児童の目による点検活動の展開や安全意識の高揚に努める。

弾道ミサイルの落下可能性時の対応

目的 弾道ミサイルが落下する可能性時の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

弾道ミサイル落下可能性時の基本行動

どこにいても、どのような状況でも「頑丈な建物に避難する」「身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る」「できるだけ窓から離れる」ように素早く行動して安全を確保する。教師の指示を待たずに、児童が自ら判断し、行動する。

2 弾道ミサイル落下する可能性がある時の対応

- 職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「弾道ミサイルが落下する可能性があります。物が落ちたり、倒れたりしない場所に身を隠しなさい。」

(可能性がなくなったら)

「落下する可能性はなくなったようです。先生の指示に従って行動しなさい。」

3 児童の行動

(1) 授業中のミサイル落下の可能性が発生した場合

①すぐに机の下などに身を入れて頭部を防護する。

②放送をよく聞く。

③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。

(2) 休憩中にミサイル落下の可能性が発生した場合（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

①放送をよく聞く。

②・教室にいる場合は、直ちに机の下などに身を入れて頭部を防護する。

・廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、各場所の中央で身を伏せる。

・トイレにいる場合は、ドアを開き、その場で待つ。

③次の放送を待ち、その後より安全な場所に避難する。

(3) 休憩中にミサイル落下の可能性が発生した場合（校庭・運動場等屋外にいる場合）

①放送をよく聞く。

②校舎に避難したり、物陰に隠れたりして、頭部を守るようにして伏せる。

③危険が去るのを待ち、より安全な場所に避難する。

(4) ミサイルが着弾した場合の行動

・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

・職員はテレビ、ラジオ、インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、町教委からの指示があればそれに従い、児童に落ち着いて行動するよう指示する。

4 避難後の対応

- 担任は児童の人数と被害状況を確認し、校長に報告する。（健康観察は、職員室から事務が持参する）

5 児童引渡し

・児童は、学校で待機し、保護者が迎えに来たら引き渡す。

・校地外が危険な状況である場合は、そのまま児童、保護者を校内に待機させる。

学校への犯罪予告・テロへの対応

目的 学校への犯罪予告時やテロ可能性時の迅速、適切な対応
分掌 教頭

1 基本事項

学校への犯罪やテロの可能性が高い時の基本行動

どこにいても、どのような状況でも「頑丈で安全な場所や位置に避難する」「身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る」ように素早く行動して安全を確保する。教師の指示を待たずに、児童が自ら判断し、行動する。

2 犯罪やテロの可能性がある時の対応

- ・最初に情報に触れた職員は、すぐに管理職に連絡をし、校内で情報を共有する。
- ・教育委員会と警察に通報し、指示や情報を得、それに従って行動する。
- ・緊急の場合、職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「学校に危険が迫っています。できる限り安全な場所に身を隠しなさい。」

(可能性がなくなったら)

「危険が去ったようです。先生の指示に従って行動しなさい。」

3 児童の行動

(1) 授業中に犯罪やテロの可能性が発生した場合

- ①すぐに机の下などに身を入れて頭部を防護する。
- ②放送をよく聞く。
- ③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。

(2) 休憩中に犯罪やテロの可能性が発生した場合（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

- ①放送をよく聞く。
- ②・教室にいる場合は、直ちに机の下などに身を入れて頭部を防護する。
・廊下・体育館にいる場合は、物陰に隠れる等し、頭部を守るようにして伏せる。
・トイレにいる場合は、その場で待つ。
- ③次の放送を待ち、その後より安全な場所に避難する。

(3) 休憩中に犯罪やテロの可能性が発生した場合（校庭・運動場等屋外にいる場合）

- ①放送をよく聞く。
- ②校舎に避難したり、物陰に隠れたりして、頭部を守るようにして伏せる。
- ③危険が去るのを待ち、より安全な場所に避難する。

(4) 犯罪やテロが発生した場合の行動

- ・一人一人の判断でより安全な場所に素早く静かに移動する。
- ・警察到着後は、その指示に従い、落ち着いて行動する。

4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数と被害状況を確認し、校長に報告する。（健康観察は、職員室から事務が持参する）

5 児童引き渡し

- ・児童は、学校で待機し、保護者が迎えに来たら引き渡す。
- ・校地外が危険な状況である場合は、そのまま児童、保護者を校内に待機させる。

危機対応マニュアル18

様々な事故への対応

目的 学校内で発生した様々な事故への迅速かつ適切な対応
分掌 教頭・養護教諭

1 基本事項

- (1) 前出の「危機対応マニュアル1『事故発生時の対応』」「同2『疾病児童の措置』」に従って行動する。
- (2) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。

2 頭頸部外傷への対応

- (1) すぐには立たせず、意識障害の有無をチェックする。
- (2) 意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。少しでも気になる様子がある場合は、病院に搬送する。
- (3) その他の場合も、しばらく安静にして経過を観察する。
- (4) 頭部打撲の場合は、事後6時間くらいは急変する可能性があるため、帰宅後の観察を保護者に依頼する。

3 熱中症への対応

- (1) 痙攣、ふらつき、めまい、吐き気などの症状が現れ、意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請する。
- (2) 意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服を緩めて体を冷却し、水分補給をさせる。但し、この場合でも、状況に応じて救急車を要請する。
- (3) (2) を続けても症状が改善しない場合は、病院に搬送する。

4 食物アレルギーへの対応

- (1) アレルギー症状が現れた場合、発見者は児童の側を離れず観察し、他の者に助けを呼びに行かせる。
- (2) 発症後5分以内に緊急性の高いアレルギー症状があるかないかを判断する。
- (3) (2) の症状が1つでもあれば、救急車を要請し、直ちにエピペンを使用する。反応がない場合は、AEDを使用する。その場で安静にして救急隊を待つ。
- (4) (2) の症状がない場合は安静にし、保護者の指示を仰ぐ。

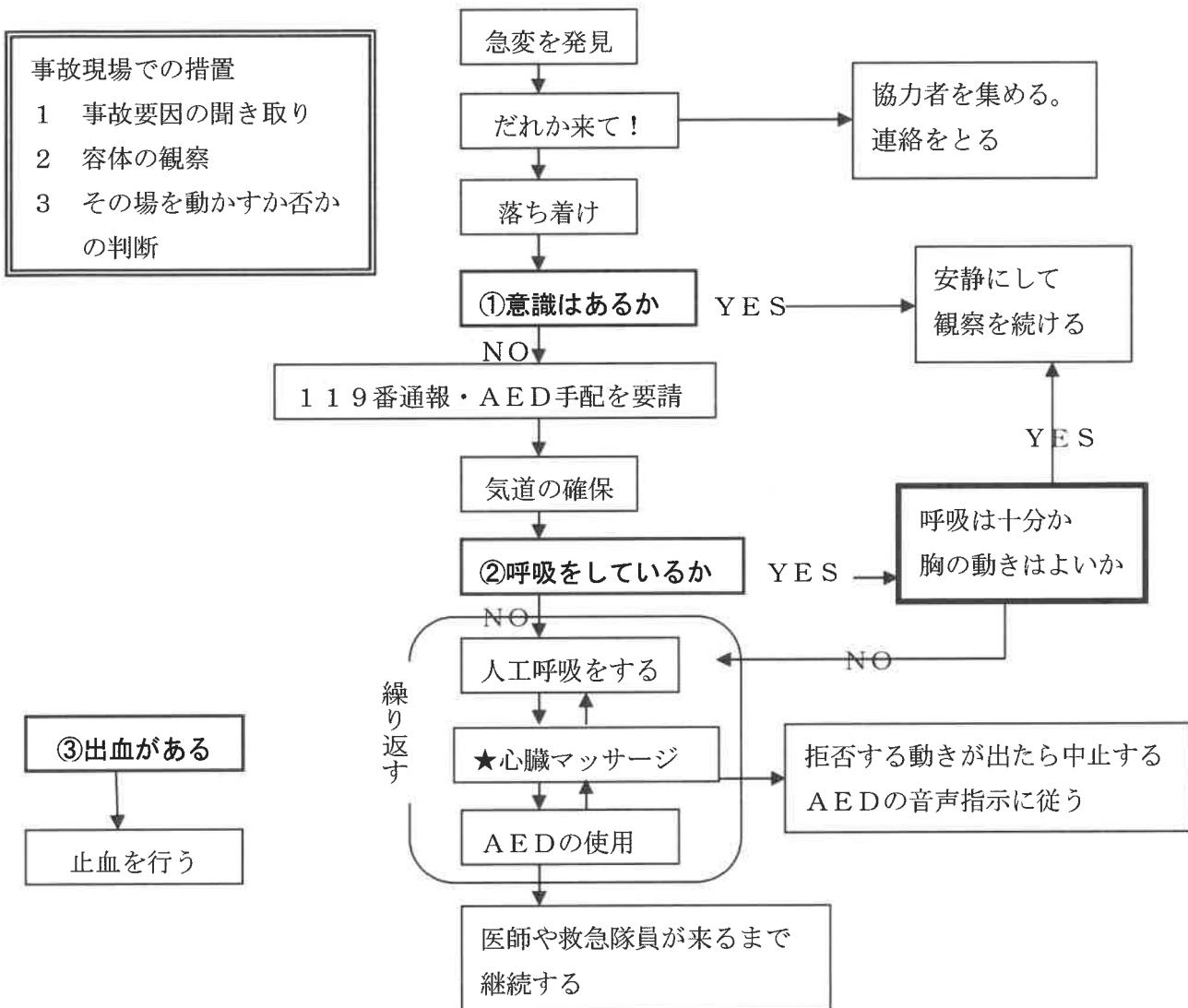
※ 卷末「食物アレルギー緊急事対応マニュアル」参照

5 管理職への連絡と保護者との連携

- ・これらの事故は、児童の命に関わる可能性のある重大なものである。事故後すぐに管理職に報告し、学校として対応する。
- ・同様に、保護者にも素早く連絡をし、連携をして児童の安全を守る対応を行う。

※参考資料（応急処置の手順）

子ども第一の対応をし、事故の状況を的確に把握しておく



① 意識の有無を確認

- 大きな声で呼びかけると同時に肩を軽くたたく。

※時間的変化の記録をとり、医師へ報告する

② 呼吸の有無を確認

- 胸の動きを見て、鼻や口に耳を近づけ呼吸音を聴くと同時に、頬で吐き出す息を感じる。

③ 出血の有無を確認

- 出血部位を確認する

※参考資料

救急車の呼び方

局番なしの119番

おちついて
こちら〇〇です。火事ですか。救急ですか。

↓ 救急です

あなたは

↓ こちらは井上小学校です

住所は

↓ 井上の荘1の1です

電話番号は

↓ 288-8261です

(学校の目印は)

津幡消防署を左に見て川尻に向かって直進し、バイパス下を通り最初の信号を
左折すると右斜め前方に井上小学校があります。

↓ どんな様子ですか

○年の男・女〇人、いつ、どこで、どうなったか
簡潔に報告する

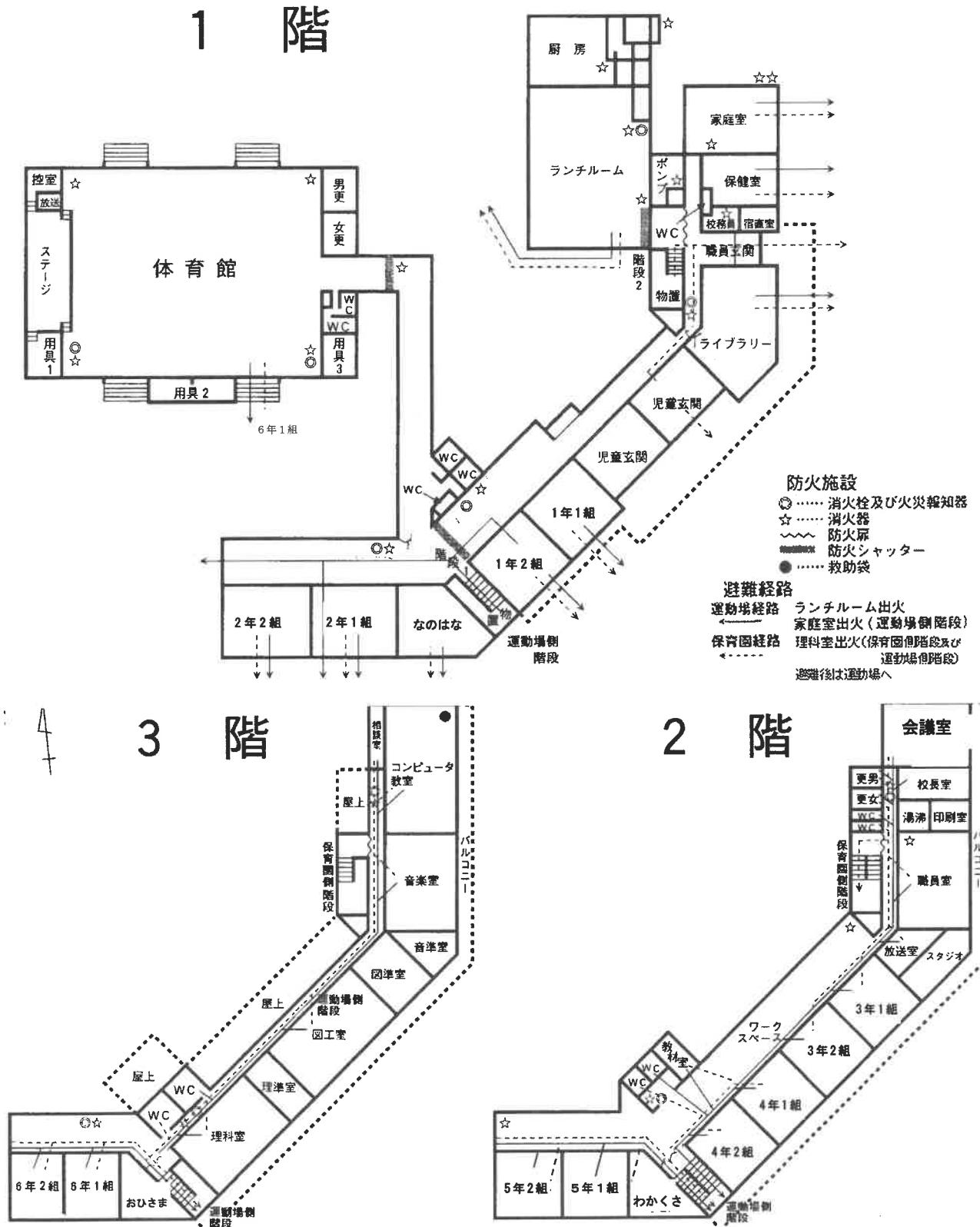
(救急車が来るまで)

↓ 学校の玄関前に職員がお待ちしています。
救急車が来るまでどうしたらしいですか。

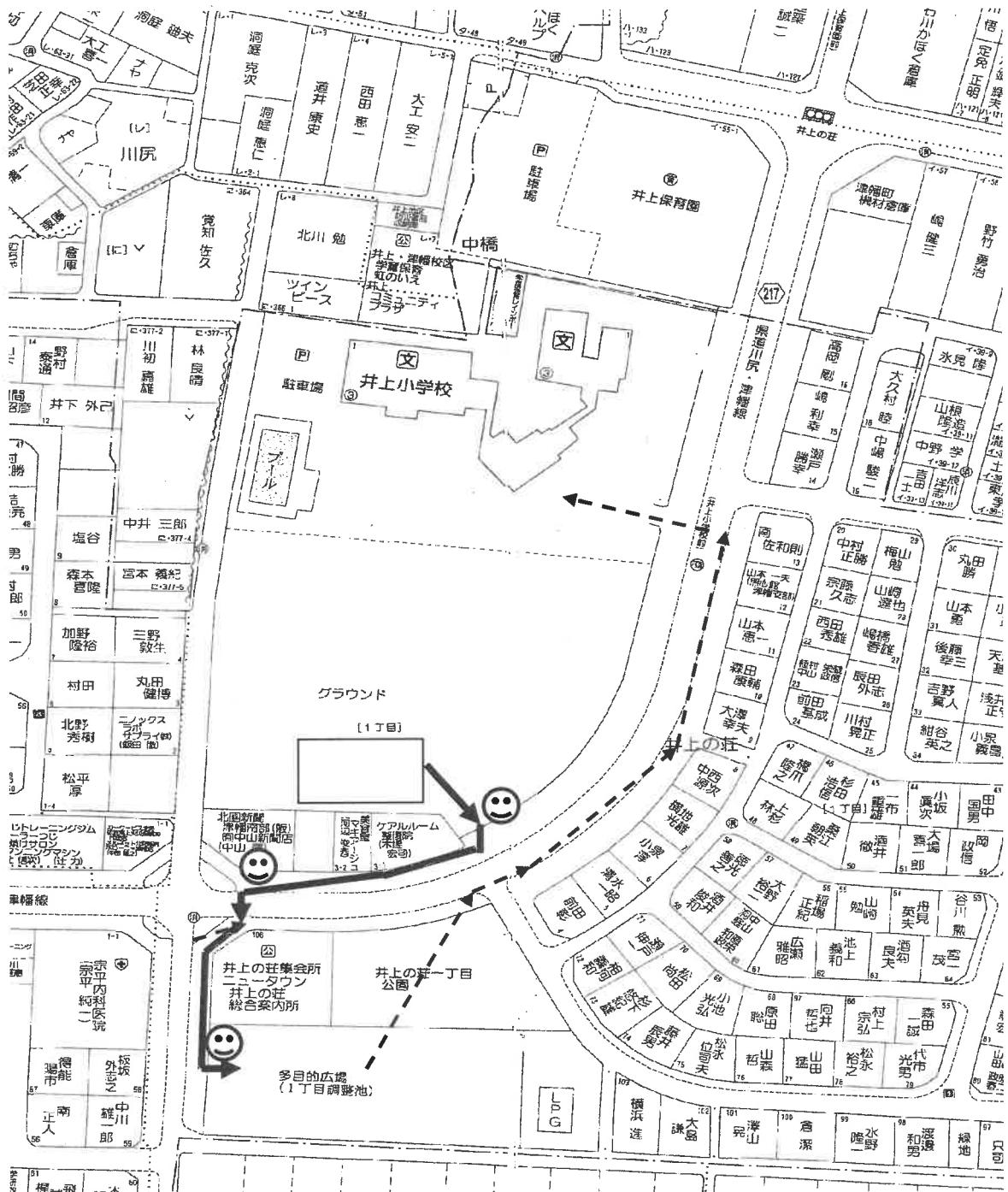
- ☆ 心配蘇生法などの応急手当が必要な場合は、すみやかに実施し救急車の到着を待つ。
- ☆ 救急車到着までの観察事項、処理の様子を記録して（心にとめて）おき、救急隊員に伝える
ようにする。
- ☆ 道路側学校入り口まで救急車を迎えて、誘導する。

※参考資料（避難経路及び防火施設）

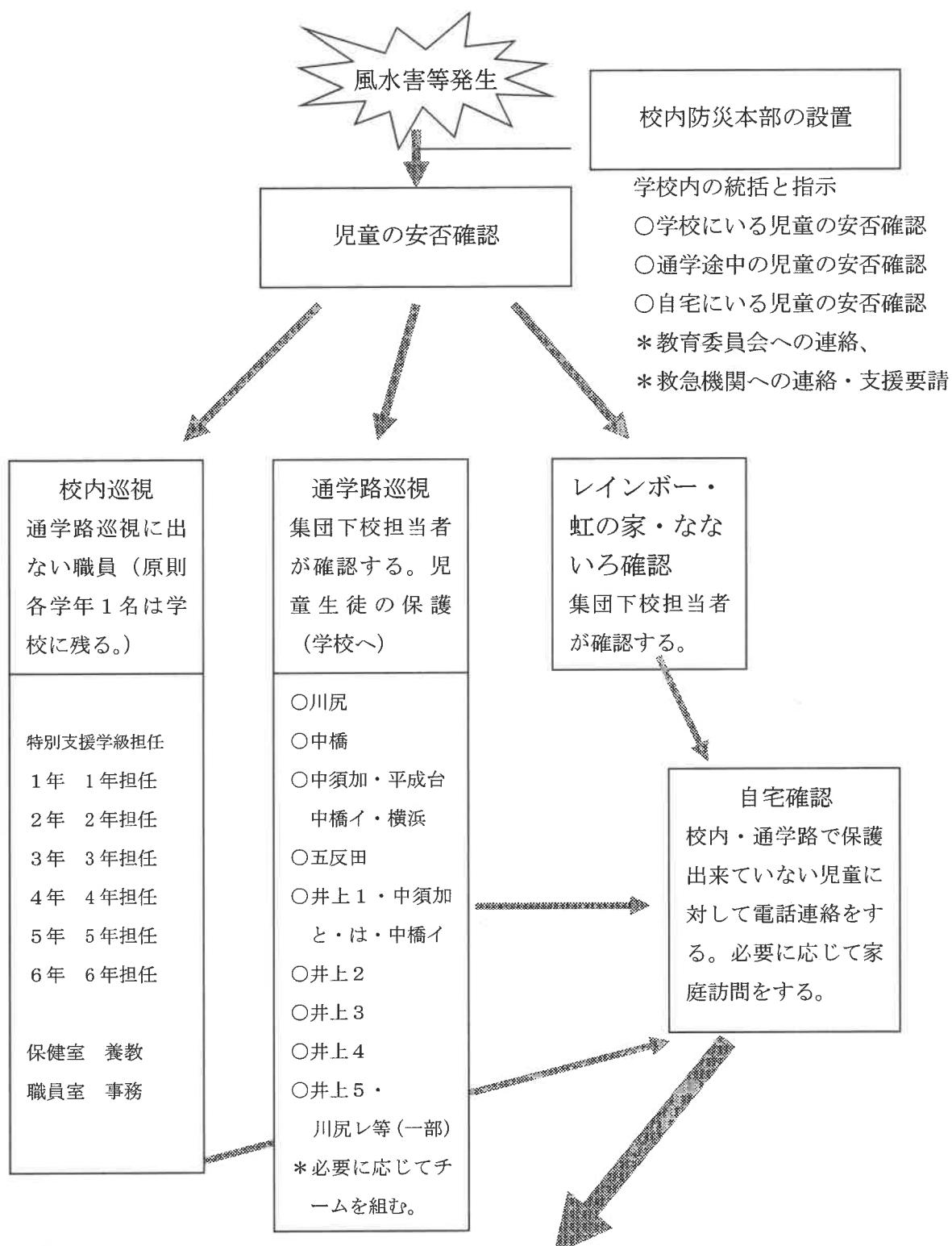
第一次避難場所→運動場（状況に応じて体育館）
津波の場合→3階（6年教室やワークスペースを中心に）



※参考資料 第二次避難所→1丁目公園多目的広場



※資料 登下校の対応

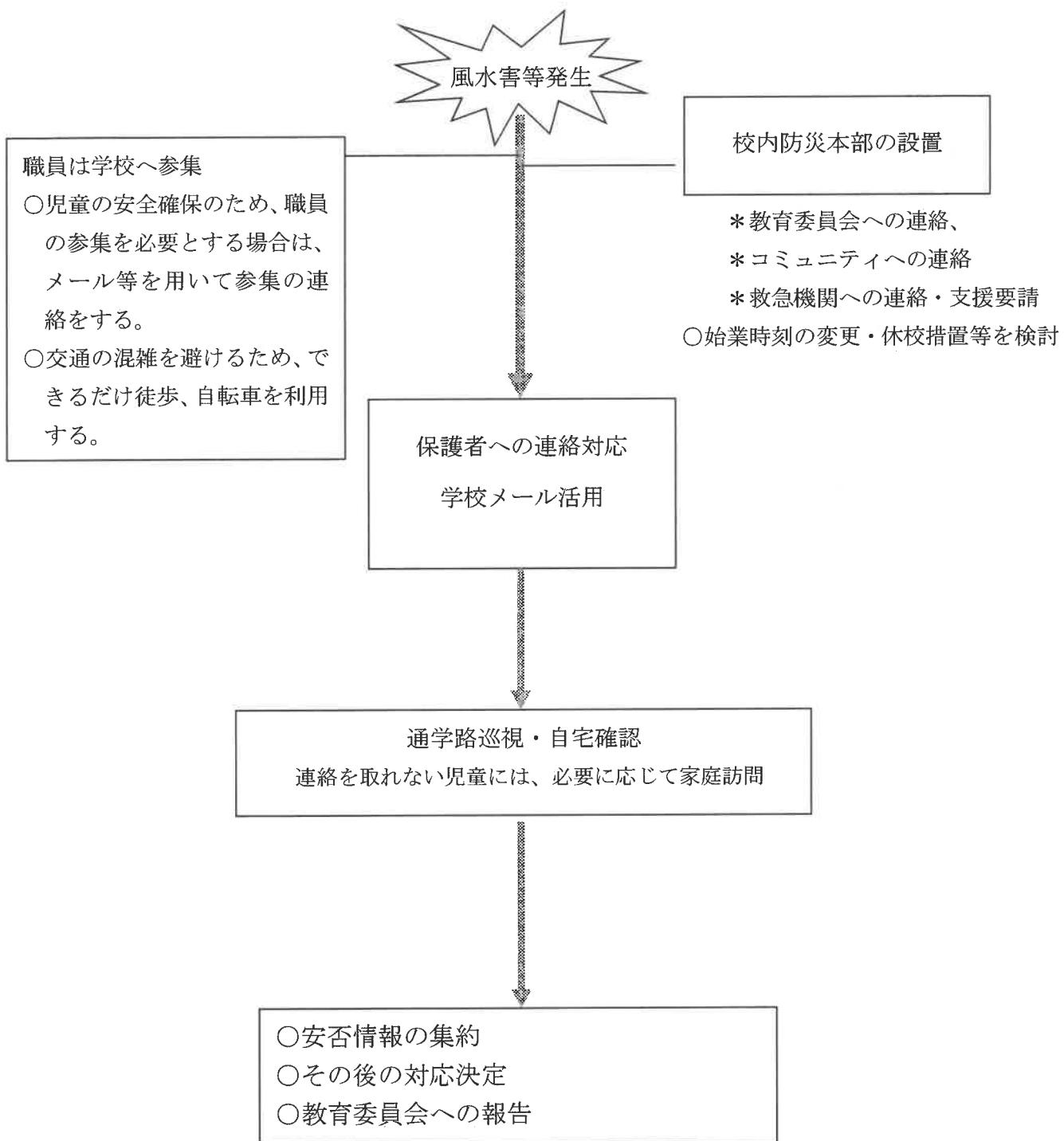


☆ 原則上記担当者を決めておくが、災害の状況に応じて学校長の指示によって安否確認をする。

安否情報の集約 その後の対応決定

- 保護者への引き渡し
- 教育委員会への報告

※ 資料 在宅時の対応



☆職員が学校への参集が困難な場合は、徒步で出勤することができる職員で対応する。

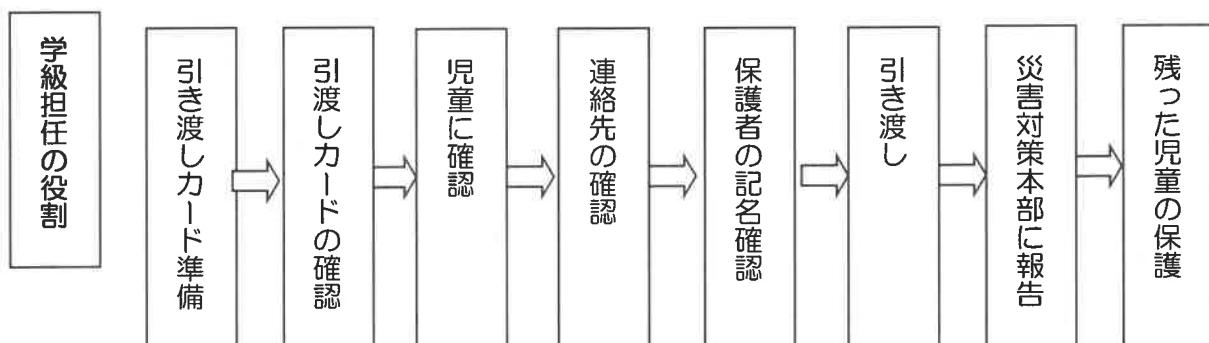
※参考資料 保護者引き渡しについて

1. 引き渡しの判断

学校 地域 を含む 震度	震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかる場合でも保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校に保護ておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届出がある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※あくまでも原則とする。		

2. 引き渡しの手順

- ①引き渡し場所 各教室
- ②引き渡し責任者 各クラスの担任
- ③保護者誘導 級外
- ④手順



3. 引き渡しカードについて

緊急時児童引き渡しカード(学校提出用)			
(児童名) 年 組		(兄弟姉妹) 年 組 年 組	
番号	引取り者氏名	児童との 関係	連絡先(電話・住所)
1	フリガナ		電話 (携帯) 住所
2	フリガナ		電話 (携帯) 住所
3	フリガナ		電話 (携帯) 住所
	引き取り者氏名		引き取り者氏名
1年時		4年時	
2年時		5年時	
3年時		6年時	

※災害時の防災避難場所となった場合の対応

学校が避難所となる場合の運営方策と協議

学校は、本部担当職員が配置されるまでの間、避難所の運営に係る業務を担当し、児童の安全確保を最優先に対応するとともに、必要に応じ避難所の開設、運営に協力する。

避難所の開設準備

○施設開場

地震発生時：震度5弱以上なら直ちに準備開始

*学校教育活動時間・・・校長が指示し、教員で開始する。

*教育活動時間外（夜間・休日）・・・津幡町の災害対策本部長の要請により、校長が指示する。

○使用エリア（原則）

3階パソコン室

1階体育館・トイレ

○使用させないエリア

職員室（災害本部との連絡は使用する。）

校長室

理科室、図工室（薬品や機械があるため）

避難所の開設

○町教委へ避難所を開設したことを連絡する。

○避難者受入

*避難者名簿作成→時間経過ごとに町教委に連絡する。

○避難者誘導・・・必要に応じて要援護者（高齢者・障害のある人・妊婦等）を誘導する。

○必要資材の要請

○食料供給準備・・・避難が翌日以降に続く見込みがある場合は、炊き出し等食料品供給準備を行い、必要数量を確認し作業員の確保と食料・食材の確保を行う。

○避難所運営会議の開催・・・避難所開設協議のメンバーで定期的に開催する。



避難所閉鎖と教育活動復旧の準備

○教育再開準備・・・事態の収束に向けた動向に伴い、教育委員会と連絡しながら教育施設としての学校設備の復旧作業を行う。

○避難所の閉鎖・・・避難者の帰宅または他の避難所への移動、応急仮設住宅への入居等が完了した場合は、町災害対策本部の指示により避難所を閉鎖し、直ちに教育活動の完全な再開に向け学校機能の回復を図る。